

奈良県告示第二百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
高山 政樹	医療法人学芳会倉 病院	生駒市本町一番七 号	内科（じん臓 機能障害）	令和二年十 月十九日
高橋 正行	医療法人学芳会倉 病院	生駒市本町一番七 号	内科（じん臓 機能障害）	令和二年十 月十九日
飯岡 大	公益財団法人天理 よろづ相談所病院	天理市三島町二〇 〇番地	内科・血液内 科・小児科（ じん臓機能障 害）	令和二年十 月十九日
猪井 治水	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	外科（小腸機 能障害）	令和二年十 月二十二日
三木 克彦	生駒市立病院	生駒市東生駒二丁 目六番地二	外科（直腸機 能障害）	令和二年十 月二十二日
土井 洋輔	医療法人社団松下 会白庭病院	生駒市白庭台六丁 目一〇―一	外科（直腸・ 小腸機能障害 ）	令和二年十 月二十二日